

第1章 法人の概要

第1 設立年月日

昭和23年7月13日

第2 一般財団法人への移行年月日

平成25年4月1日

第3 定款に定める目的

本協会は、茨城県下の道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るための事業を行い、もって正常な交通秩序の確立に寄与することを目的とする。

第4 定款に定める事業内容

- 1 交通安全思想の普及・啓発活動事業
- 2 交通安全教育育成事業
- 3 交通安全講習事業
- 4 行政機関等から委託等を受けて実施する事業
- 5 自動車教習所事業
- 6 損害保険代理事業
- 7 消費生活協同組合法に基づく共済代理店事業
- 8 その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第5 会員の状況

- 1 普通会員 1,145,302人（令和6年3月31日現在）
- 2 賛助会員 312事業所（令和6年3月31日現在）

第6 主たる事務所、従たる事務所（地区）の状況

- 1 主たる事務所
水戸市東野町260番地
- 2 従たる事務所（地区）
 - (1) 水戸地区
水戸市三の丸一丁目5番21号
 - (2) 笠間地区
笠間市寺崎79番地の1

- (3) ひたちなか地区
ひたちなか市東石川897番地の2
- (4) 那珂地区
那珂市杉384番地の2
- (5) 大宮地区
常陸大宮市泉445番地の6
- (6) 太田地区
常陸太田市馬場町字小野下1223番地
- (7) 大子地区
久慈郡大子町大字池田2721番地
- (8) 日立地区
日立市本宮町四丁目17番1号
- (9) 高萩地区
高萩市大字高戸315番地の10
- (10) 銚田地区
銚田市銚田2336番地の8
- (11) 鹿嶋地区
鹿嶋市宮中1959番地の1
- (12) 神栖地区
神栖市木崎1203番15
- (13) 行方地区
行方市麻生1723番地
- (14) 龍ヶ崎地区
龍ヶ崎市2505番地2
- (15) 牛久地区
牛久市下根町491番地1
- (16) 稲敷地区
稻敷市高田3405番地の1
- (17) 土浦地区
土浦市立田町1番20号
- (18) 石岡地区
石岡市東石岡一丁目7番2号
- (19) つくば地区
つくば市学園の森三丁目50番地の1
- (20) 筑西地区
筑西市直井938番地

- (21) 下妻地区
下妻市下妻丙733番地の1
- (22) 桜川地区
桜川市真壁町塙世188番地の1
- (23) 結城地区
結城市小田林1317番地の1
- (24) 常総地区
常総市水海道高野町554番地の2
- (25) 古河地区
古河市旭町一丁目1番23号
- (26) 境地区
猿島郡境町大字長井戸51番地の27
- (27) 取手地区
取手市桑原955番地の1

第7 職員に関する事項

職員数(人)	
男 子	147
女 子	165
計	312

(令和6年3月31日現在)

第2章 事業の状況

令和5年度中における事業の状況は、次のとおりである。

第1 交通安全思想の普及・啓発活動事業

1 交通安全運動等

(1) 地域の安全確保と交通事故を防止するため、関係機関・団体と連携協力して、次に掲げる交通安全運動等を実施した。

ア 期間を定めて行う運動

- (ア) 交通安全県民運動（4月1日～翌年3月31日）
- (イ) 春の全国交通安全運動（5月11日～5月20日）
- (ウ) 暴走族追放強調運動（6月1日～6月30日）
- (エ) 夏の交通事故防止県民運動（7月20日～7月31日）
- (オ) 秋の全国交通安全運動（9月21日～9月30日）
- (カ) 年末の交通事故防止県民運動（12月1日～12月15日）
- (キ) 踏切事故防止運動（9月21日～9月30日）

イ 日を定めて行う運動

- (ア) 交通安全の日（毎月1日）
- (イ) 高齢者の交通事故ゼロの日（毎月15日）
- (ウ) 交通事故死ゼロを目指す日（4月10日、9月30日）
- (エ) 高齢者の交通事故防止に向けた県内一斉強調日（9月19日）
- (オ) 飲酒運転根絶のための県下一斉広報日
（7月22日、7月29日、12月2日、12月9日）

(カ) 自転車の安全利用のための県下一斉広報日（5月6日）

ウ その他（隨時）

(2) 「茨城路セイフティロードの日」の実施

春・秋の全国交通安全運動期間中、当協会独自の一斉街頭活動日として「茨城路セイフティロードの日」を設定し、自動車・自転車の運転者及び歩行者に交通ルールの遵守と交通マナーの向上等を呼びかけた。

<春の全国交通安全運動>

- ・実施日：令和5年5月11日（木）

<秋の全国交通安全運動>

- ・実施日：令和5年9月21日（木）

2 重点を指向した交通安全対策事業

(1) 高齢者及び児童・生徒の交通安全対策

令和5年中の高齢者（65歳以上）の交通事故による死者数は47人（前年対比－3人、全国ワースト第9位）で、最も死者数が多い年齢層であることから、加齢に伴う身体機能の低下が及ぼす影響など、高齢者の交通事故の要因を踏まえた交通安全教育等を推進している。

また、児童・生徒の交通事故を未然に防止するため、学校関係者、関係機関・団体と連携した交通安全教育や通学路における総合的な交通安全対策等を推進している。

ア 高齢者に対する交通安全対策の推進

(ア) 交通安全シルバーキラリチャレンジの開催

県警察本部や県老人クラブ連合会等関係機関・団体と連携して県内居住の高齢者に各種反射材約6万5千個を配布し、「交通安全シルバーキラリチャレンジ（交通事故の加害者・被害者にならないチャレンジ）」を開催、事業を通じて反射材の普及とその利用を促進した。

○ 「交通安全シルバーキラリチャレンジ2023」（第8回）開催結果

- ・ 反射材交付期間：R5.4.1～9.30（6ヶ月）
- ・ 無事故チャレンジ期間：R5.10.1～12.31（3ヶ月）
- ・ 達成申告期間：R6.1.1～1.31（1ヶ月）
- ・ 達成申告者数：2,653人（前年比+420人）

※ 達成者の中から抽選で100名に記念品を贈呈

(イ) シルバードライバーセミナー等の開催

茨城県、県警察本部と連携・協力し、高齢者を対象に運転者、歩行者・自転車向けの参加体験・実践型の交通安全講習会を当協会自動車学校（10/2・水戸校、11/6・境校、10/23・土浦校）休校日の教習コースを活用して開催した。

(ウ) 反射材の利用促進

反射材を単に配布するだけではなく、高齢者世帯訪問事業や街頭キャンペーンの機会に、その場で履物等に反射材を貼付するなどして、反射材の利用促進を図った。

(エ) 高齢者等運転免許返納者への支援

平成25年度から当協会独自で、運転免許返納者に各種反射材を用いた交通安全支援品を配布している。

○ 配布人員：7,087人

(オ) 高齢者に対する史跡巡りを兼ねた交通安全教育活動の実施

県内居住の高齢者を対象者として、県内の史跡や寺院等を歴史ガイドと巡るウォーキングツアーを県内3箇所で開催し、高齢者46名に対し、交通安全教育活動を実施した。

イ 児童・生徒に対する交通安全対策の推進

(ア) 新入学児童及び同家族への支援

毎年、県内の新入学児童全員に登下校中の交通安全を向上させる「ランドセルカバー」又は「安全傘」の何れかを配布している。

また、新入学児童の家庭に「祖父母等へのメッセージを付けられる反射材」を配布し、家族全員が交通安全意識を向上させる取組みを推進している。

○ <事業名>マイファミリー交通安全対策

- ・ 対象者：新入学児童(約21,300人)及び同家族(祖父母等)
- ・ 配布品の特徴：ランドセルカバー、安全傘には、年少者が親しみをもてるよう当協会のイメージキャラクター「ケロゾウくん」を表示するとともに視認性を高めるため、反射材を貼付している。

(イ) 通学路対策の推進

県警察本部と連携し、通学路の路面に「通学路強調シート」を貼付する事業を計画的に実施している。

○ 令和5年度貼付箇所

- ・ ひたちなか市内等5箇所(10枚貼付)
※ 「通学路強調シート」～通学路の路面に同所が通学路であることを立体的に認識させることのできるシート(法定外表示)を貼付し、通過ドライバーに注意を喚起する。

ウ 安全で人にやさしい道路交通環境の整備

県警察本部と連携し、視覚障害者用交通信号機付加装置の設置支援を行なっており、令和5年度中、日立市、筑西市及び守谷市内の交差点3箇所に設置した。

今後も同様の安全施設の設置要望等があれば、協力支援を行っていく。

(2) 全座席シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

ア シートベルト効果体験車の活用

シートベルト着用の広報、啓発活動を推進しているが、例年実施しているシートベルト効果体験車を活用した参加、体験、実践型の講習会については、出動回数16回、体験した人員2,635人であった。

イ チャイルドシート無料貸出制度の実施

平成25年4月から会員を対象にチャイルドシート無料貸出しを実施しており、一部の機器で最新機器への入替なども進めている。

- ・ 貸出場所：県事務局、27地区、那珂湊警察センター、つくば北警察センター
- ・ 運用台数： 204台(令和5年度末現在)
- ・ 貸出人員： 719人

ウ 交通事故見舞金制度の実施

会員を対象とした交通事故見舞金制度は、シートベルト又はヘルメットを着用していないければ適用されないことを啓発し、シートベルト及びヘルメットの着用を促進している。

○ 見舞金制度適用実績(令和5年度中)

- ・ 死亡弔慰金 3件
- ・ 入院見舞金 10件

(3) 自転車の安全利用の促進

ア 小・中学生等に対する自転車の安全利用の促進

小・中学生等に対して、点検整備された自転車による交通ルールを守った安全走行等を啓発するとともに、茨城県自転車二輪自動車商協同組合と連携し、自転車の点検整備と併せて「T Sマーク制度」の普及促進を図った。

イ 「自転車通学モデル校」との連携

T Sマーク主管(公財)日本交通管理技術協会が、全国の中・高校及び大学等の「自転車通学モデル校」として指定した「筑波大学」、「八千代町立東中学校」と連携し、同校の学生、生徒・教職員等が使用する自転車へのT Sマークの貼付を推奨し、自転車を安全利用するための点検整備等を促進した。

(4) 前照灯常時点灯運動の促進

平成30年度から、交通事故による死者数全国ワースト10位以内からの脱却を目的に、当協会及び茨城県交通安全母の会連合会が共催している「前照灯常時点灯運動」については、全国の死者数が8年ぶりに増加し、県内でも2年連続の増加で全国ワースト10位の多発県となっていることから、所期の目的を達成するためにも引き続き運動の促進を図っていく。

3 交通安全広報・啓発活動

(1) 茨城県交通安全県民運動等に呼応した広報・啓発活動の推進

交通事故のない安全で快適な交通社会の実現が、県民総ぐるみの運動として展開されるよう、次の項目を重点とした広報・啓発活動を推進した。

- ア 高齢者の交通事故防止（最重点項目）
- イ 飲酒運転の根絶（最重点項目）
- ウ 自転車の安全利用の推進
- エ 子供の交通事故防止
- オ 歩行者の保護
- カ 夕暮れ時から夜間における交通事故防止
- キ 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

(2) 自転車に対する保険加入の促進

ア 「T Sマーク」の普及啓発活動の推進

自転車の点検・整備と安全利用の普及を促進し、自転車の交通事故防止を図ることを目的として、茨城県自転車二輪自動車商協同組合と連携した「T Sマーク」の普及啓発活動を実施した。

- T Sマーク取扱実績(令和5年度中)
 - ・青マーク：2,200枚
 - ・赤マーク：6,260枚
 - ・緑マーク： 240枚

計 8,700枚

- 改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から、「全ての自転車利用者に対するヘルメットの着用」が努力義務化され、令和6年2月、当協会と県自転車二輪自動車商協同組合との連名文書により、県内各小学校、中学校、

高等学校に対し、「T Sマーク」が貼付された自転車を利用するよう呼びかけるとともに、乗車用ヘルメットの着用及び交通ルールの周知を図った。

イ 全日本交通安全協会の自転車サイクル安心保険の普及促進
全日本交通安全協会は、自転車活用が推進される中で、多発が予想される自転車事故の損害賠償に対応するための保険として、自転車サイクル安心保険を推奨している。

同保険は、年間掛金が1,670円で賠償責任補償額が1億円、更に、示談交渉サービスも付加された保険で、これ以外にも掛金に応じた多数の保険プランが用意されている。

当協会としては、各地区交通安全協会に自転車サイクル安心保険の資料を送付し、窓口に備付け情報提供する等の普及促進を図り、今後は、T Sマークとともに加入を推奨する。

(3) ホームページによる情報発信

インターネット・ホームページにより、県交通安全協会の事業活動及び交通安全広報、啓発に関する情報を広く提供した。

○ アクセス数 44,371件(令和5年度中)

(4) 交通事故防止啓発のための広報チラシ等の作成

各季交通安全運動及び交通死亡事故多発時等に、県警察本部と連携し、特色のある広報チラシ・ポスター・パンフレット等を作成し、街頭キャンペーン等において配布し、交通事故防止を図った。

○ <主な作成内容>

- ・ 飲酒運転根絶用ポスター 2,000枚
- ・ 交通安全運動時チラシ(各季計) 368,100枚

(5) 横断歩道ルール啓発活動

全国的に歩行者が交通事故に巻き込まれて死亡する割合が高く、歩行者が死亡する交通事故の抑止を目的として、茨城県、県警察本部と連携して、広く県民への周知を図った。

(6) 自転車ルール啓発活動

ア 自転車の安全利用のための県下一斉広報活動として、5月11日、つくば市の中央公園において、一般利用者に対し、自

転車のルール及び交通事故防止の周知を図った。

イ 新中学生となるつくば市立谷田部小学校、同並木小学校の6年生の全児童に対し、県警察本部と共に自転車シミュレーターを活用した交通安全教室を実施し、自転車のルール及び交通事故防止の周知を図った。

ウ 令和5年4月1日より全ての自転車利用者について、乗車用ヘルメットの着用が義務化されたことから、周知活動に向けたのぼり旗、チラシ等を作成、広く県民に周知を図った。

- ・のぼり旗 300本
- ・チラシ 3,500枚

(7) 広報車による広報活動

各季の交通安全運動、「交通安全の日」及び「交通事故死ゼロを目指す日」等に際して、広報車による街頭広報活動を効果的に推進した。

(8) 機関紙「交通いばらき」の発行

県交通安全協会機関紙「交通いばらき」を発行し、交通安全意識の高揚を図った。

- 発行回数 年4回
- 発行部数 62,000部

(9) 広報メディアの利用

新聞、ラジオ、テレビ及びインターネット等の各種広報メディアを効果的に利用した交通安全広報を実施した。

(10) 各種行事に対する協賛・後援等

交通安全広報・啓発のための各種行事に対して、協賛・後援等を行った。

(11) D V Dによる交通安全協会活動の広報

運転免許センター及び27地区安協窓口において、交通安全協会の活動 P R 用D V Dを放映し、来訪者に対して交通安全協会の活動を広く紹介した。

(12) 協会イメージキャラクターを用いた広報・啓発

当協会のイメージキャラクター「ケロゾウくん」の着ぐるみを利用した交通安全広報・啓発活動は、コロナ情勢が影響し、イベントへの参加はなかったが、反射材等を用いたキャラクター啓発品の作成配布、機関紙への掲載等、親しみのもてる交通安全広報・啓発活動を推進した。

- 着ぐるみのイベント参加：5回(令和5年度中)

4 暴走族追放運動の推進

関係機関・団体及び関係業者と連携した広報啓発活動や高校生を対象とした原付講習及び二輪講習・初心運転者講習等の機会に「暴走をしない・させない・見に行かない」等を啓発し、暴走族を許さない社会環境の形成に努めた。

- 暴走族追放強調運動（6月1日～6月30日）

5 交通事故相談業務

毎月10日、20日（休日の時は休日明けの平日）の午前9時から午後4時までの間、当協会交通事故相談室において、交通事故相談窓口を開設した。

- 開設日数 每月2回（年24回）
- 相談受理件数 20件

6 表彰

交通安全の推進に多大な功績のあった交通安全功労者・優良運転者等に対する表彰を行い、その功績を顕彰した。

(1) 全日本交通安全協会関係表彰

ア 交通栄誉章緑十字金章

- (ア) 交通安全功労者 2人
- (イ) 優良運転者 1人

イ 交通栄誉章緑十字銀章

- (ア) 交通安全功労者 8人
- (イ) 優良運転者 8人

ウ 交通栄誉章緑十字銅章

- (ア) 交通安全功労者 43人
- (イ) 優良運転者 113人

エ 交通安全優良団体 1団体

オ 優良事業所 2事業所

カ	優良学校	1 校
キ	優良交通安全協会	1 協会（地区協会）
ク	優良安全運転管理者協議会	1 協議会（地区協議会）

(2) 関東交通安全協会連合会関係表彰

ア	交通安全功労者	17人
イ	優良運転者	21人
ウ	交通安全功労団体	2 団体
エ	優良事業所	1 事業所
オ	優良交通安全協会	2 協会
カ	交通安全協会優良職員	4 人

※ 全日本・管区交通安全協会表彰受賞者一覧は、p30参照

(3) 茨城県交通安全協会関係表彰

ア	警察本部長・交通安全協会长連名表彰	
(ア)	交通安全功労者	70人
(イ)	優良運転者	367人
(ウ)	優マーク交付優良運転者	165人
(エ)	交通安全功労団体	5 団体
(オ)	年間活動優秀・優良地区交通安全協会 (優秀：3 地区協会、優良：11地区協会)	
イ	交通安全協会长表彰	
(ア)	年間活動優良地区交通安全協会	3 地区
(イ)	二輪車安全運転推進委員会指導員表彰	1 人
(ウ)	優良自転車安全整備店表彰	2 支部・2 店舗
(エ)	県及び県交対協募集の交通安全ポスター作品優秀賞表彰 (小・中・高校生対象)	6 人

7 会議、研修会等

(1) 事務局長（係長等）会議の開催

- ア 令和5年4月14日（金） 県交通安全協会会議室
当面の業務運営について
- イ 令和5年8月25日（金） 県交通安全協会会議室
当面の業務運営について
- ウ 令和5年11月24日（金） 県交通安全協会会議室
当面の業務運営について

(2) 職員連絡会議・研修会等の開催

8月開催の事務局長会議を各地区事務局長に次ぐ係長等職員連絡会議に変更し、さらに、翌年3月には受託業務に関する研修会をそれぞれ開催した。

第2 交通安全教育育成事業

1 交通安全のための各種大会等

(1) 交通安全子供自転車大会の開催

令和5年7月13日(木)、ひたちなか市の「ひたちなか市総合運動公園総合体育館」において、「第57回交通安全子供自転車茨城県大会」を4年ぶりに開催した。

(2) 「ドライバーズセミナー(シニア)・(一般)」の開催

(一財)全日本交通安全協会及び(一社)日本自動車連盟(JAF)主催の一般ドライバーを対象とした安全運転実技講習会が、7月及び10月に開催となり、同講習会の支援を行った。

2 交通安全教育活動

(1) 自動二輪車等の安全教育

ア 自動二輪車等の利用者に対する安全運転講習会の開催

二輪車安全運転推進委員会指導員等の協力を得て、一般及び高校生を対象に、県自動車学校水戸校及び県内高校において、自動二輪車及び原動機付自転車の実技を中心とした安全運転講習会を開催した。

○ 実施回数： 3回

○ 受講人員： 46人

イ 他団体自動二輪車講習会等への支援・協力

他の団体が実施する自動二輪車講習会及び二輪車指導員研修会に参加し、支援・協力を行った。

(ア) 自動二輪車講習会「グッドライダーミーティング茨城」

(茨城県二輪車安全普及協会主催)

○ 開催場所：県警察運転免許センター等

・ 実施回数： 3回

・ 受講者： 計109人

(イ) 「二輪車安全運転特別指導員中央研修会」(全日本交通安

全協会等主催)

11月4日(土)、5日(日)の2日間、自動車安全運転センター中央研修所において開催され、当県からは特別指導員2名が参加した。

(ウ) 二輪車安全運転指導員養成講習会及び資格審査会

11月20日(月)、県自校水戸校において開催され、本県及び各県から16名が参加し、参加者全員が同審査に合格し、指導員の認定を受けた。

(2) 自転車の安全教育

警察、市町村、学校、自転車安全教育指導員等の協力を得て県内全地区交通安全協会において、小・中・高校生や高齢者等を対象とした自転車安全教室を開催し、「自転車安全利用5則」を活用した自転車の基本的な通行ルールや改正道路交通法の周知を図った。

- 実施回数： 763回
- 受講人員： 75,730人

(3) 交通安全ポスター作品の募集

例年、茨城県及び県交通対策協議会が主催する「交通安全ポスター作品募集」（県内の小・中・高校生から交通安全に関するポスター募集）に協力し、優秀作品賞受賞者には県交通安全協会長賞を授与するなど、児童・生徒の交通安全に対する意識の高揚を図った。

(4) 交通安全教育用資器材の整備と効果的な運用

運転適性診断車による交通安全教育は、新型コロナウイルスの影響により活動を自粛したが、自転車シミュレーター、交通安全DVD等の交通安全教育用資器材の整備と効果的運用を図った。

ア 運転適性診断車「みどり号」

出動13回、診断者412人

イ 自転車シミュレーター

出動6回、452人

ウ 交通安全DVD等の無料貸出

貸出本数75本、視聴者数4,824人

エ その他の資器材

- (ア) クイックキャッチ(反応検査機器)
6回、614人
- (イ) 酒酔いゴーグル
3回、85人